主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人岡沢完治、同表久守の上告理由について。

原判決(その引用する第一審判決を含む。)がした事実認定は、これに対応する 挙示の証拠に照して、肯認できるから、右事実認定の違法をいう所論は、採用でき ない。また、<u>原判決が確定した右事実関係のもとにおいては、原判決がした判断は</u> <u>首肯でき、原判決には所論の違法はない。</u>されば、論旨はすべて採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	F	村	裁判官